

文学会平成 28 年熊本地震被災者への補助事業（学業支援金／お見舞金）

平成 28 年熊本地震により被災された教員と学生の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

文学会ではこのたびの震災で被災された文学部学生・文学部教授会所属教員の皆様を支援（お見舞）する補助事業を実施します（3 次募集）。被災された学生・教員の皆様で 7 月 13 日、25 日に申請できなかった方は、申請書と証明書等の必要書類を指定の日時に文学会担当者にご提出ください。

（1）申請日時等

書類受付日時：平成 29 年 1 月 25 日（水）12 時～12 時 30 分

*当日に書類を提出できない等、ご質問がある場合は
下記問い合わせ先にご連絡ください。

書類受付場所：文法棟 2 階応接室

学業支援金（見舞金）受け渡し日時と場所：後日掲示します。

（2）提出書類

1. 文学会所定の申請書（文学部 HP からダウンロードしてください）1 部
2. 証明書等の確認書類いずれか 1 通（いずれも写し可）
 - ①公的機関発行の「り災証明書」
 - ②賃貸物件居住者については、賃貸物件の「り災証明書」あるいは、家主または賃貸住宅物件管理会社発行の退去通知書。
 - ③退去通知書がない場合は、引越業者の領収証か新規不動産契約にかかる書類（いずれも震災発生時以降の日付の入ったもの）
 - ④学資負担者死亡（又は行方不明）の場合はそれが確認できる書類。
*添付された確認書類については、審査後に返却します。

（3）補助対象者

- （イ）文学部在籍学生の学資を主として負担している方が災害救助法適用地域（り災証明発行地域を含む）に居住し、市町村長又は消防署長が証明する「り災証明書」により、その家屋等が全壊、大規模半壊、半壊であると証明された学生。
- （ロ）文学部在籍学生の学資を主として負担している方が震災により死亡（行方不明を含む）した学生。
- （ハ）文学部在籍学生の学資を主として負担している方が災害救助法適用地域（り災証明発行地域を含む）に居住し、市町村長又は消防署長が証明する「り災証明書」により、その家屋等が一部損壊であると証明された学生。
- （ニ）文学部在籍学生が災害救助法適用地域（り災証明発行地域を含む）に居住

し、市町村長又は消防署長が証明する「り災証明書」により、その賃貸住宅の家屋等が全壊、大規模半壊、半壊等であると証明され、家主あるいは物件管理会社からの通知により賃貸住宅からの強制退去・転居を余儀なくされた学生。

- (ホ) 文学部在籍学生が災害救助法適用地域（り災証明発行地域を含む）に居住し、市町村長又は消防署長が証明する「り災証明書」により、その賃貸住宅が半壊、一部損壊等であると証明され、居住困難な状態であるために転居した（する予定の）学生。
- (ヘ) 文学部教授会所属教員であり、災害救助法適用地域に居住し、市町村長又は消防署長が証明する「り災証明書」により、その家屋（賃貸物件を含む）が全壊、大規模半壊、半壊であると証明された教員。
- (ト) 文学部教授会所属教員であり、災害救助法適用地域に居住し、市町村長又は消防署長が証明する「り災証明書」により、その家屋（賃貸物件を含む）が一部損壊と証明された、または賃貸住宅が居住困難な状況であるために転居した（する予定の）教員。

* 文学部在籍学生には留学生も含まれます。

* 「学資を主として負担している方」とは、学生本人の保護者（保証人）を示します。

* **当補助は学生・教員ともに当該年度内、ひとり1回（1件）限りとします。**ただし、今年度内に別の風水害等災害が発生した場合は、その限りではありません。

(4) 学業支援金額（お見舞金額）

1. 上記（3）の（イ）と（ロ）と証明された者には1件5万円
2. 上記（3）の（ハ）と証明された者には1件3万円
3. 上記（3）の（ニ）と（ホ）証明された者には1件2万円
4. 上記（3）の（ヘ）と証明された者には1件5万円
5. 上記（3）の（ト）と証明された者には1件3万円

不明点等問い合わせ先：文学部理事（歴史学科）

中川順子

nakagawa@kumamoto-u.ac.jp

Tel: 096-372-8160

熊本大学文学部 各学科理事

大辻正晴（総合人間学科）

中川順子（歴史学科）

トビアス・バウアー（文学部）

石原明子（コミュニケーション情報学科）

熊本大学文学部